

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書【令和6年9月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づき、以下の事務を実施する。【接種情報は予防接種事務で管理】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。【令和6年3月31日終了】 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。【令和6年3月31日終了】 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。【令和6年9月30日終了】
③システムの名称	①ワクチン接種記録システム(VRS) ②健康管理システム ③中間サーバー ④団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種管理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項別表の14の項 ・番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号利用法第19条第6号(委託先への提供)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表25, 26の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表25, 27, 28, 29の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康推進課 小林市真方89番地1 0984-23-0323
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのログイン時等の認証について、個人毎にID・パスワードを設定し管理している。また管理者権限も限定し、他人が容易にログインできないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	・ワクチン接種記録システム(VRS)	・ワクチン接種記録システム(VRS) ・健康からて ・中間サーバー	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2	事前	
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年3月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	事前	
令和4年3月11日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	事前	
令和7年2月5日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務【令和6年9月30日終了】	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を実施する。・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づき、以下の事務を実施する。【接種情報は予防接種事務で管理】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。【令和6年3月31日終了】 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。【令和6年3月31日終了】 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。【令和6年9月30日終了】	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号利用法第9条第1項別表の14の項 ・番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号利用法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3の項・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく(利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。))第2条の表 25、26の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 25、27、28、29の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月5日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年2月5日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目追加	事後	